

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が 発送されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。これから発送される社会保険料控除証明書は年末調整や確定申告の際に添付書類として必要となりますので大切に保管してください。

なお、ご家族の保険料をご負担した場合、控除が受けられます。厚生年金保険・共済組合加入者の方でも令和3年度中に国民年金保険料を一度でも納付された場合は証明書が発送されます。

	発 送 時 期	対 象 者
①	令和3年10月下旬から 11月上旬にかけて順次発送	令和3年1月から令和3年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
②	令和4年2月上旬	令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方(①の対象者は除きます。)

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご相談はナビダイヤル(0570-003-004)でも受付しています。

お問い合わせ先

津山年金事務所 国民年金課 電話(0868)31-2360

鏡野町住民税務課 国民年金係 担当:竹井 電話(0868)54-2985

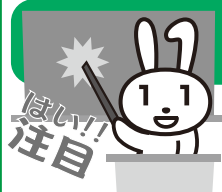
マイナンバーカードの受取りはお早めに!

マイナンバーカードの申請をして、役場から交付案内通知が届いた方は、早めに受け取りにお越しください。

2021年4月末までにマイナンバーカードを申請した方は、キャッシュレス決済サービスとひも付けし、チャージまたはお買い物をする上限5,000円分のポイントを受け取れるマイナポイント付与対象者です。マイナポイントの期間が12月末までになっていますので、お早めにご登録、ご利用ください。



お問い合わせ先 鏡野町住民税務課 住民窓口係 担当:築山・入木 電話(0868)54-2985



コンビニ交付サービス運用停止のお知らせ

下記の日程において、システム変更に伴う作業実施のためコンビニ交付サービスの運用を停止しますので、コンビニ等での各種証明書の発行ができなくなります。

● 運用停止日時

令和3年12月29日(水)午前6時30分から令和4年1月30日(日)終日まで

※利用開始は、令和4年1月31日(月) 午前6時30分からです。

● 対象となる証明書

住民票の写し
印鑑登録証明書
所得課税証明書

お問い合わせ先 鏡野町住民税務課 住民窓口係 担当:築山 電話(0868)54-2985